

(2024 年総会資料より抜粋)

(1) 学生会員への会費減額措置について

学生会員に対して、2022 年度と 2023 年度はそれぞれ単年度でコロナ対応による会費免除措置を行ってきた。新たに継続的な減額措置として、2025 年度から機関誌が不要な学生会員について、下記のような会費減額の選択肢を設定する。

なお、2024 年度の学生会員に対しては、1 年間の暫定的なものとして 2024 年 6 月の臨時法人理事会で承認され施行済である。

- ・ 学生会員で、機関誌が不要の会員について、年会費を 3,000 円に減額する（通常 5,000 円）。
- ・ 機関誌の要不要は、入会時に選択できるようにする。（正会員については現行のまま）
- ・ 毎年 6 月上旬に、学生会員に対して次年度の意向確認の連絡をし、機関誌要・不要の切替は個別に事務局宛メールで申請を受け付ける。
- ・ 年度途中の切り替えは受け付けない。
- ・ 機関誌不要会員が特定号の機関誌を必要とする場合は、1 冊 2,000 円とする。

(2) 海外在住個人会員への機関誌送付の選択制導入および会費減額について

昨今の海外への郵送費の高騰に伴い、海外在住の個人会員に対する機関誌の送付を選択制とする。

- ・ 海外在住の個人会員で機関誌不要の場合に限り年会費を 8,000 円に減額する。（通常は 10,000 円）
- ・ 継続して機関誌の送付を希望する場合は、年間 5,000 円の郵送費を請求する。

一般社団法人日本教育学会運営規程

改正案	現行
第 7 条 会員は、次の会費を毎年納入しなくてはならない。 (1) 個人会員 10,000 円 (2) 学生会員 5,000 円 (3) 海外在住で機関誌不要の個人会員 8,000 円 (4) 機関誌不要の場合の学生会員 3,000 円 (附則) 1～11 略 12 本運営規程は令和 6 年 8 月 31 日より内容を一部改正、施行する。	第 7 条 会員は、次の会費を毎年納入しなくてはならない。 (1) 個人会員 10,000 円 (2) 学生会員 5,000 円 (附則) 1～11 略